

令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務 プロポーザル実施要領

本要領は、令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務に関し、受託候補者選定のため実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定める。

なお、業務内容の詳細は、別紙「令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）を参照すること。

1 業務の概要

- (1) 名 称 令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務
(2) 場 所 宮崎市
(3) 内 容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
(4) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
(5) 提案限度額 500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価し、受託候補者を選定する。

また、本業務については、広く実施内容の提案を募集するため「公募型」とする。

3 業務スケジュール（予定）

内容	期日等
(1) 公募開始日	令和6年4月19日（金）
(2) 参加申込書等の提出締切日	令和6年5月10日（金）午後5時15分
(3) 質問の締切日	令和6年5月13日（月）午後5時15分
(4) 質問に対する回答日	令和6年5月16日（木）までに行う
(5) 参加資格確認結果通知日	令和6年5月20日（月）
(6) 企画提案書等の提出締切日	令和6年5月27日（月）午後5時15分
(7) プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月30日（木）
(8) 審査結果通知	令和6年6月3日（月）
(9) 契約締結	令和6年6月3日（月）以降

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、「宮崎市競争入札参加者名簿に登載されている者（参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと）」又は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者（一般競争入札に参加する資格を有しない者）でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）ではないこと。

5 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問合せ及び提出先）

〒 880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号

宮崎市 環境部 環境政策課 環境企画係（宮崎市役所 第二庁舎 4 階）

電話番号 0985-21-1761

FAX番号 0985-22-0405

メールアドレス 09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

①参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

②会社概要（任意様式）

※会社パンフレットでの代用も可とする。

③宮崎市税に滞納がないことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）

④国税に滞納がないことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）

⑤法人にあっては、商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以内、写し可）

⑥暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書（個人用）（様式第 2 号）又は

暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書（団体用）（様式第 3 号）

※③～⑥については、宮崎市競争入札参加者名簿に登載されている場合は不要

(3) 提出方法

- ・電子メールで提出する場合は、ファイル形式はP D Fとし、事前に事務局から確認を得た電子メールアドレスから（1）の事務局あて送信すること。
- ・郵送又は持参の場合は、（1）の事務局あて提出すること。
- ・電子メール、郵送の場合には、電話により届いていることを確認すること。

(4) 提出期限

- ①電子メール、郵送の場合 令和6年5月10日（金）午後5時15分までに必着
②持参の場合 令和6年4月19日（金）～令和6年5月10日（金）
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果については、令和6年5月17日（金）までに通知する。

(6) その他

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（任意様式）を提出すること。

6 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関する質問は、「質問書（様式第4号）」を提出して行うこと。

- ①質問方法 メール又はF A Xで、「5 参加申込の手続き」（1）の事務局あて送付すること。

※メールの場合、タイトルは「プロポーザル質問「未来を変える環境教室」（事業者名）」とする。

※送付時に、必ず電話で事務局へ連絡を行うこと。

- ②受付期間 令和6年4月19日（金）～令和6年5月13日（月）午後5時15分まで

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

- ①回答方法 本市のホームページに掲載する。

URL : <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/376709.html>

- ②回答日 令和6年5月16日（木）までに回答を行う。

- ③その他 受付期間後の質問には回答しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に必要な書類

①企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案仕様書」に基づき、本業務全体に関する企画提案を行うこと。

A4版10ページ以内とすること。

事業者名及び個人情報を類推されるような情報は記載しないこと。

②見積書（任意様式）

ただし、見積金額については、積算根拠を明記すること。

(2) 提出方法

「5 参加申込の手続き （3）提出方法」のとおり。

(3) 提出期限

①電子メール、郵送の場合 令和6年5月27日（月）午後5時15分までに必着

②持参の場合 参加申込の結果通知日～令和6年5月27日（月）

（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 企画提案書の作成方法

別紙「「未来を変える環境教室」開催業務受託候補者選定評価基準」（以下「評価基準」という。）の内容を参考に、作成すること。

なお、真に必要な場合を除き、企画提案書等には、事業者名及び個人情報を類推されるような情報を記載しないこと。

8 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

「企画提案書」及び「見積書」の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①日 程 令和6年5月30日（木）（予定）

②場 所 宮崎市民プラザ（予定。日程・場所については、確定次第、応募した全ての企画提案者へ別途連絡する。）

③出 席 者 1者3名以内

④実施時間 1者30分程度

（内訳は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度とし、セッティング・撤去に係る時間を含む。）

⑤実施方法 企画提案者からのプレゼンテーションの後、「「未来を変える環境教室」

開催業務プロポーザル方式選定委員会設置要綱第3条に規定する委員」
(以下「委員」という。)からのヒアリングを実施する。

プレゼンテーションの方法は自由とし、機材等を使用する場合は、各自で準備すること。

- ⑥貸出物品 机、椅子、電源とする。それ以外の物品は、企画提案者の負担において用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

- ①委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、合計点数（各委員の採点の合計点数。以下同じ。）が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。
- ③合計点数が同一の企画提案者が複数いた場合には、委員長を除く委員による多数決により、受託候補者を決定する。多数決でも同数になった場合は、委員長が受託候補者を決定する。

※上記にかかわらず、合計点数が満点の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①企画提案書など企画提案に必要な書類全てが、提出期限までに提出されなかった場合
- ②書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、若しくは虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかつた場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

9 選定結果の通知・公表

選定結果は選定作業終了後、全ての企画提案者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌開庁日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・企画提案者の名称（五十音順）
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- (受託候補者以外の企画提案者の名称と点数は関連付けない。)

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、受託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、随意契約により契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) その他

①契約代金の支払いは、精算払いとする。

②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は、次順位者を受託候補者とする。

11 その他

(1) 提出された書類の取扱い

①提出された書類は返却しない。

②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。なお、公にすることにより、特定のものが不当な利益を得るなどの不公平が生じると認められる情報や、企画提案者との信頼関係が損なわれる場合等は公開しない。

④提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

①本プロポーザル参加に係る費用については、全て企画提案者の負担とする。

②企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

附 則

この要領は、令和6年4月19日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。